

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 <b>誘導施設を有する建築物の新築</b> 〔建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為〕 について、下記により届け出ます。	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 新見市長 殿	
届出者住所 <b>新見市新見○○番地</b> 氏名 <b>○○開発株式会社</b> <b>代表取締役 ○○○○</b> (連絡先) <b>0867-72-○○○○ (担当: ○○)</b>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) <b>新見市高尾○○番地</b> (地 目) <b>宅地</b> (面 積) <b>5,000</b> 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	<b>大規模小売店舗</b> (床面積の合計 <b>4,000</b> 平方メートル)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) <b>令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日</b> (完了予定年月日) <b>令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日</b>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

**【添付書類】**

- (1) 位置図 (縮尺 1/100 以上)  
※敷地内における誘導施設を有する建築物の位置を表示する図面
- (2) 誘導施設を有する建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書